

上越市漁港維持運営計画

【有間川漁港】

(令和7年度)



有間川漁港全景

上越市が管理する「有間川漁港」の維持管理を円滑に行うため、上越市漁港管理条例第4条の規定に基づき、基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、令和7年度の維持管理計画を次のとおり定める。

■市が管理する漁港施設

名称	種類	所在地	漁港の指定
有間川漁港	第1種	上越市大字有間川字平浜	昭和49年8月30日 (農林省告示第820号)
柿崎漁港	第1種	上越市柿崎区直海浜	昭和52年9月21日 (農林省告示第958号)
大潟漁港	第1種	上越市大潟区渋柿浜字浦浜	昭和57年4月22日 (農林水産省告示第649号)

※漁港は、第1種漁港・第2種漁港・第3種漁港・第4種漁港と利用目的により区分されている。

第1種漁港……利用範囲が地元の漁業を主とする漁港

第2種漁港……利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さない漁港

第3種漁港……その利用範囲が全国的な漁港

第4種漁港……漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港



■ ■ 有間川漁港 ■ ■



▲有間川漁港全景

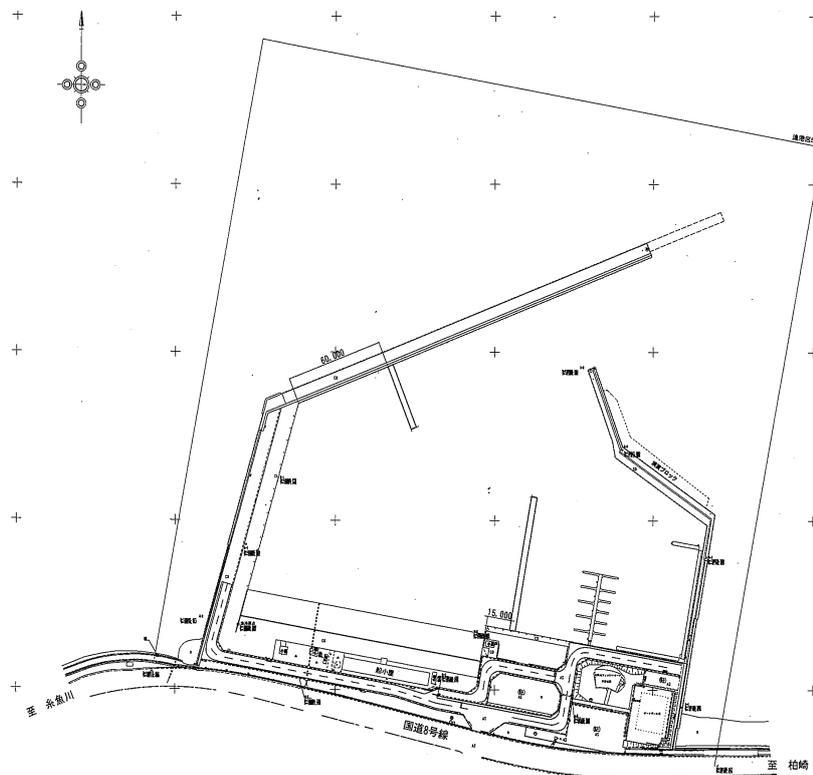


▲有間川漁港漁具倉庫

【沿革】

明治末期より昭和初期までの有間川地区（平浜）は国道8号沿いに、北側は水田それより汀線まで砂丘が少しあり砂浜に続いていた。砂浜の広さは東西約200m奥行き50mで船小屋敷地も確保され船着場として地元漁船は基より、西頸城郡名立、能生、遠くは糸魚川方面から漁船の避難港として利用していた。

昭和4年12月の高潮により被災し、国道までもが一挙に流出した。国道が復旧した後、国道の海浜寄りに船小屋を建て漁業活動を再開した。その後、砂丘の浸食が進んだため、昭和26年に海岸保全区域の指定を受け、離岸堤が完成し漁港としての形が整い出した。昭和38年に国道が改良され、散在していた船小屋を平浜に集め船揚場を新設、昭和49年に第1種漁港に指定された。



▲有間川漁港平面図

I 施設概要

1 基本施設

○外郭施設 (別添図面①)

種 類	規 模
西防波堤	288.0m
東防波堤	203.5m
西護岸	174.5m
東護岸	51.6m
道路護岸	73.7m
突堤	39.5m
内防波堤	79.6m

○係留施設 (別添図面①)

種 類	規 模
船揚場	149.6m
物揚場	168.0m
浮棧橋	263.7m

○水域施設

種 類	規 模
泊地	4,400 m ²
航路	220.0m

2 輸送施設 (別添図面①)

種 類	規 模
臨海道路	590.5m

3 漁港施設用地

種 類	規 模
漁具保管修理施設用地	205.0 m ²
給油施設用地	115.0 m ²
船揚場用地	1,960.0 m ²

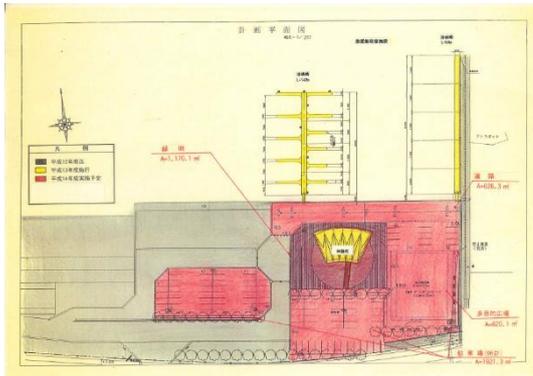
■■フィッシャリーナ■■



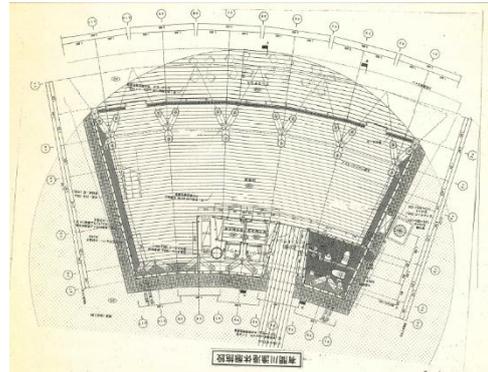
▲フィッシャリーナ休憩施設

【沿革】

港湾内の水産活動に支障のない水域（泊地）及び未利用地を利用し遊漁船を受け入れることで、漁業者と遊漁者との交流が図られ、共に海を利用する者同士の協調が図られるよう、平成13年度に「漁港漁村活性化対策事業」の事業認可を受け「放置艇収容施設整備事業」及び「美化・利用整序促進施設整備事業」にて遊漁船専用の浮棧橋と休憩施設の建設に着手し、平成14年度に完成した。



▲フィッシャリーナ計画平面図



▲休憩施設平面図

1 基本施設

種類	規模
係留施設	32 隻
休憩施設	137 m ²
駐車場	1,921.3 m ²
緑地 (多目的広場)	1,990.0 m ² (820.1 m ²)

※利用方法は別添資料②のとおり

II 漁港整備の経過

【有間川漁港】

(単位:千円)

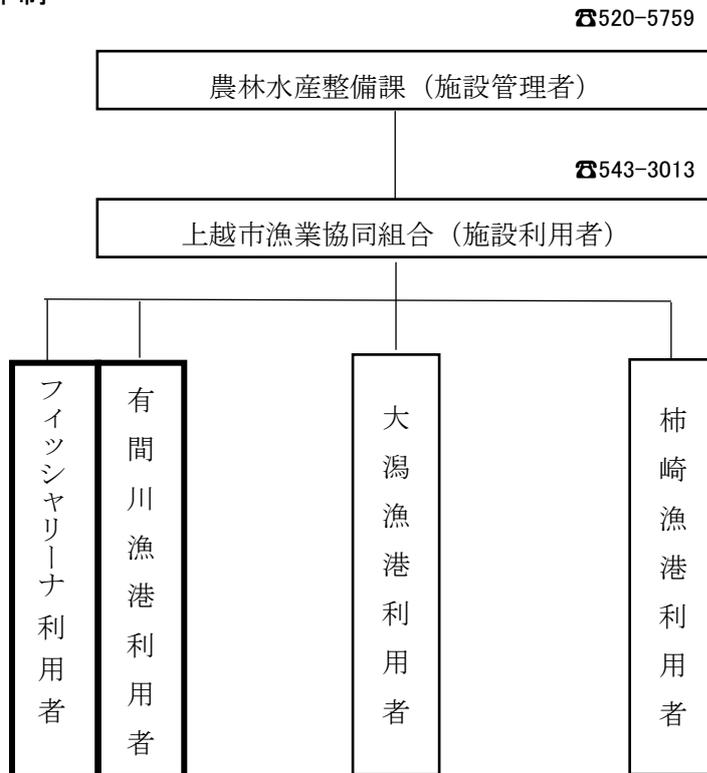
事業名	事業期間	整備内容	事業費
局部改良事業	昭和49年度～ 昭和52年度	西防波堤 L=167.0m	60,000
第6次 漁港整備長期計画 漁港改修事業	昭和53年度～ 昭和56年度	西防波堤 L=75.5m 物揚場 L=84.4m	163,000
第7次 漁港整備長期計画 漁港改修事業	昭和57年度～ 昭和62年度	西防波堤 L=110.0m 物揚場 L=30.6m 船揚場 L=158.6m 東防波堤 L=50.0m 泊地浚渫 A=4,400 m ² 漁港施設用地 A=2,280 m ²	434,000
第8次 漁港整備長期計画 漁港改修事業	昭和63年度～ 平成5年度	西防波堤 L=60.0m 東防波堤 L=136.8m 航路浚渫 A=5,420 m ² 東護岸 L=36.5m 物揚場 L=60.0m	425,000
第9次 漁港整備長期計画 漁港改修事業	平成6年度～ 平成11年度	東防波堤 L=16.7m 道路護岸 L=73.7m 道路 L=408.4m 東護岸 L=15.1m 漁港施設用地 A=115 m ²	310,000
漁港漁村活性化対策 事業	平成14年度～ 平成18年度	浮棧橋 L=263.7m 道路 L=77.0m	92,000
漁村再生交付金事業	平成19年度～ 平成25年度 (平成24年度繰越 含む)	西防波堤 L=50.0m 突堤 L=40.0m 内防波堤 L=80.0m 照明施設 1式	335,700
合 計			1,819,700

【フィッシャリーナ】

事業名	事業期間	整備内容	事業費
漁港漁村活性化対策 事業	平成13年度～ 平成14年度	浮棧橋 L=196m 休憩施設 A=137 m ² 駐車場 A=1,921.3 m ² 接続道 A=626.3 m ² 緑地 A=1,990.0 m ² 附帯施設 (照明灯 11基、 水道)	194,850
ふるさとの木ふれあ い事業	平成14年度	休憩施設 2階増築 A=39.6 m ²	

Ⅲ 維持管理

1 管理体制



2 維持管理計画

・令和6年度 実施状況

○委託事業

- ・漁港海岸清掃等業務委託【町内会】(R6. 6～R6. 10)
- ・漁港海岸漂着物等処理業務委託【業者】(R6. 5～R6. 7)
- ・漁港西側海岸漂着物等処理業務委託【業者】(R6. 8～R6. 10)
- ・漁港施設監視業務委託 (R6. 4～R7. 3)
- ・フィッシャリーナごみ収集処理業務委託 (R6. 4～R7. 3)
- ・フィッシャリーナ休憩施設機械警備業務委託 (R6. 4～R7. 3)
- ・フィッシャリーナ休憩施設トイレ保守点検業務委託 (R6. 4～R7. 3)

○工事・修繕事業

- ・漁港船斜路滑材修繕 (R6. 6～R6. 8)
 - ・フィッシャリーナ中央棧橋クリート修繕工事(R6. 10～R6. 11)
 - ・フィッシャリーナ中央棧橋修繕工事(R6. 7～)
- 12月から一時中止の状態(中止解除見込時期 R7. 3月下旬)

・令和7年度 実施計画（別添図面③）

○委託事業

- ・漁港海岸清掃等業務委託【町内会】
- ・漁港海岸漂着物等処理業務委託【業者】
- ・漁港施設監視業務委託
- ・フィッシャリーナごみ収集処理業務委託
- ・フィッシャリーナ休憩施設機械警備業務委託
- ・フィッシャリーナ休憩施設トイレ保守点検業務委託

○工事・修繕事業

- ・漁港船斜路滑材修繕
- ・フィッシャリーナ中央棧橋修繕工事
- ・堆積土砂敷均し工事

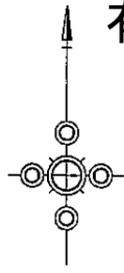
IV その他

- 1 本維持運営計画は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 この計画に定めのない事項については、関係機関と協議の上、漁港管理者が決定する。

添付資料

- ① 有間川漁港整備計画全体図面
- ② 上越市有間川漁港係留施設（フィッシャリーナ）利用の手引き
- ③ 令和7年度実施計画図
- ④ 海岸保全区域図

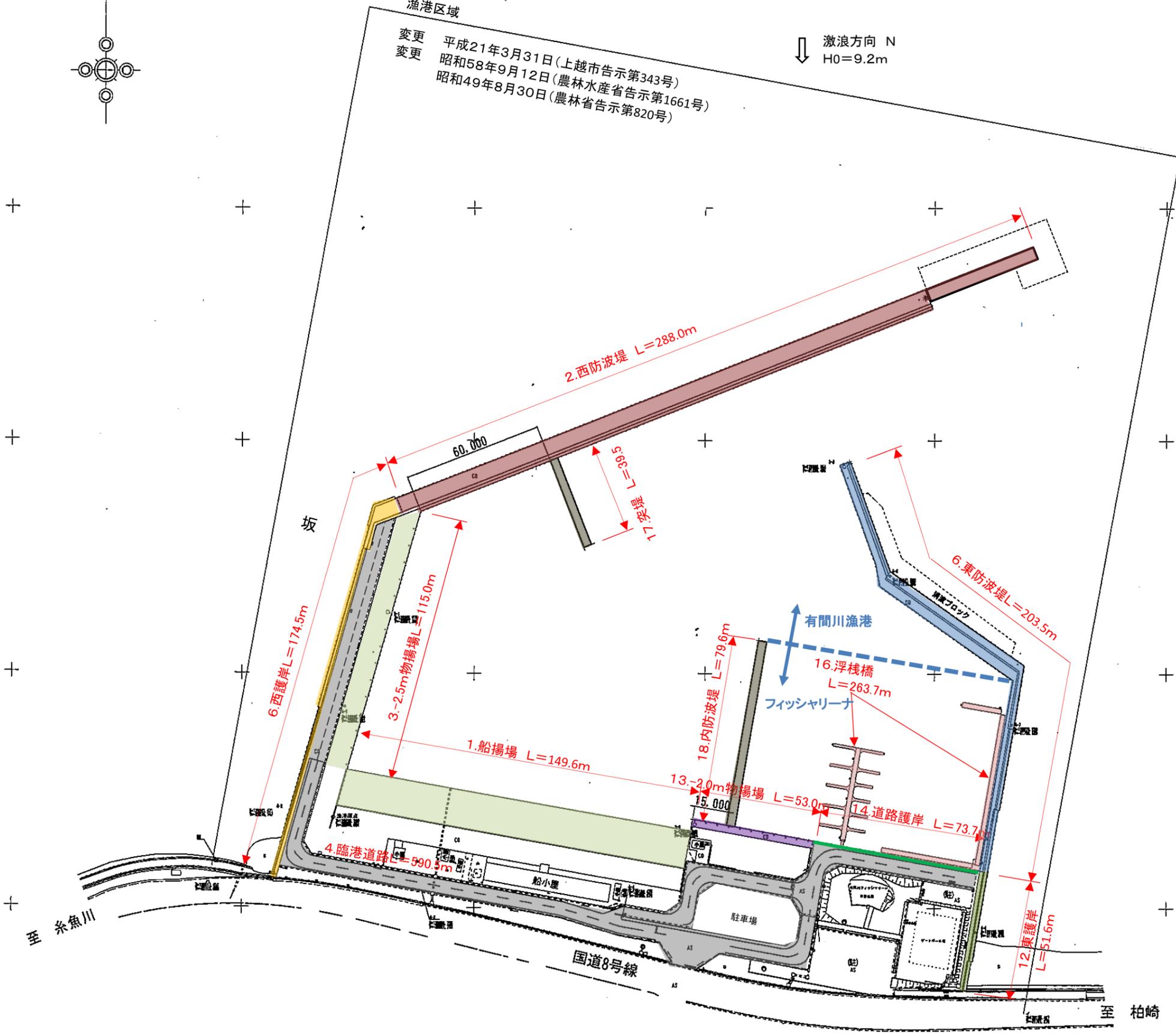
有間川漁港整備計画平面図



漁港区域

変更 平成21年3月31日(上越市告示第343号)
 変更 昭和58年9月12日(農林水産省告示第1661号)
 昭和49年8月30日(農林省告示第820号)

激浪方向 N
 H0=9.2m



至 糸魚川

国道8号線

至 柏崎

上越市有間川漁港係留施設（フィッシャリーナ）利用の手引き

R7. 2. 1

上越市有間川漁港係留施設（フィッシャリーナ）を使用する皆さんは、この施設が公共施設であることを十分認識し、漁港及び漁場の整備等に関する法律、海上衝突予防法、港則法、遊漁船業の適正化に関する法律、上越市漁港管理条例「以下、条例という」等の関係法令を遵守するとともに、次の事項を守って安全に施設の使用を行ってください。

■施設の概要■

施設の特性

本係留施設は、有間川漁港の一角を利用し運営しています。そのため、有間川漁港における漁業協同組合員、遊漁船主、地元町内会等、相互の意思疎通及び信頼関係を構築するほか、漁港の有効利用と構成員の親交を図ることを目的に、有間川漁港関係者連絡調整会議を開催しています。申請許可された場合には、係留施設の利用者氏名や連絡先、船舶などの、緊急時の対応に必要な情報を施設管理者や各団体等に提供しますので、ご承知おき下さい。

施設の使用

係留施設（フィッシャリーナ）は使用者の自主的な判断により昼夜使用できます。但し、施設管理者が使用者の危険防止や改修工事等により、制限が必要であると判断した場合は、期日を定め、使用について制限する場合があります。詳細については、（3）係留施設の使用をご参照ください。

その他、併設されている「有間川漁港休憩施設」の利用も可能ですが、一般来場者にも開放していますので、マナーを守ってご利用ください。

有間川漁港休憩施設の利用時間

4月1日から11月30日まで …… 午前8時30分～午後5時00分
12月1日から3月31日まで …… 午前8時30分～正午

休業日

毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は、その翌日）

令和7年12月1日から令和8年3月31日までの毎週火曜日

（火曜日が祝日の場合はその翌日）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

係留施設の使用制限

船種	船長	吃水	係留場所
プレジャーボート	27フィート (約8.23m) 以下	1.5m 以下	浮棧橋

※船長は船舶検査証書に記載された長さとし、吃水は実測した長さとしします。

※係留施設内の海底に土砂が堆積している箇所があるため、季節によっては航行に支障が出る場合があります。

1. 使用許可申請の使用料の納入

(1) 使用許可申請及び使用許可

条例第 14 条の規定により本施設の使用の許可を受けようとする者は、甲種漁港施設使用許可申請書（第 9 号様式）に以下の書類を添えて施設管理者（上越市農林水産整備課）へ申請し、許可を受けてください。

	提出書類	摘要
<input type="checkbox"/>	甲種漁港施設使用許可申請書(第 9 号様式)	必須
<input type="checkbox"/>	情報提供承諾書	必須
<input type="checkbox"/>	船舶検査証書の写し	必須
<input type="checkbox"/>	船舶検査手帳の写し	必須
<input type="checkbox"/>	遊漁船業登録書の写し	遊漁船業を営む場合
<input type="checkbox"/>	遊漁船利用者を損害賠償する保険契約書の写し又は共済契約書の写し	遊漁船業を営む場合
<input type="checkbox"/>	住民票	上越市に住民登録がない場合

※申請書は記載例を参考にご記入ください。

※提出書類に不備があると申請書を受付けすることができません。

(2) 使用料の納入

条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、使用許可を受けた者は、条例第 17 条に規定する使用料を上越市が発行する納入通知書により 1 年分を前納していただきます。なお、既納の使用料は、原則返還いたしません。

納期限までに納入が確認できない場合には、上越市督促手数料及び延滞金徴収条例第 2 条に基づき、督促状を発するほか、それでも納入がない場合には、公益上の観点から、上越市漁港管理条例第 21 条に基づき、許可を取り消し、強制退去等の措置を命じることがあります。

■使用料（漁船以外の船舶に係留施設の浮棧橋を利用するとき）

区 分	1 フィート単価（1 年につき）	
	市内に住所を有する者が使用する場合	市内に住所を有しない者が使用する場合
全長 15 フィート未満	4, 100 円	4, 900 円
全長 15 フィート以上 20 フィート未満	4, 900 円	5, 900 円
全長 20 フィート以上 25 フィート未満	5, 600 円	6, 700 円
全長 25 フィート以上 30 フィート未満	6, 400 円	7, 700 円

※1 年未満の端数は月割りとし、1 月未満の端数は 1 月として算定する。

※使用料は、1 フィート単価に全長を乗じて得た額とする。

※使用料の例

(1)市内に住所がある方で、全長 20 フィートの船舶に係留する場合

⇒ 年額 112,000 円 (=5,600 円×20 フィート)

(2)市内に住所がない方で、全長 20 フィートの船舶に係留する場合

⇒ 年額 134,000 円 (=6,700 円×20 フィート)

(3) 係留施設の使用

船舶は、許可を受けた後、許可通知に記載された使用期間において、係留できるようになります。

ただし、漁港の維持管理上必要な漁港整備事業やその他漁港の工事の施工の際には、公益上の観点から上越市漁港管理条例第 21 条に基づき、船舶の移動や陸揚げなど必要な措置を命じることがあります。その際に生ずる船舶の移動や陸揚げに係る経費は、使用者の負担となります。

なお、上記の措置が実施されない場合や、有間川漁港における漁業協同組合員、遊漁船主、地元町内会等との協調が図れない場合には、公益上の観点から、上越市漁港管理条例第 21 条に基づき、許可を取り消し、強制退去等の措置を命じることがあります。

①使用施設の場所

使用許可を受けた船舶は、許可の際に指定された場所に係留してください。但し、施設の管理上、許可期間内に指定した係留場所を変更する場合がありますので、その際は、指示に従って下さい。

②使用財産の維持管理

施設使用者は、善良な管理責任をもって使用財産の維持管理、点検、見回り等を徹底してください。また、使用施設の不具合や損傷等を発見した時は、速やかに施設管理者に申し出て下さい。

③私財管理の責務

- (1) 係留に必要なチェーン、ロープ等は施設使用者で準備するものとし、退去時には必ず撤去していただきます。
- (2) このほか、施設使用者の責任において破損防止、盗難防止に努めてください。
- (3) なお、施設使用中の船舶の破損、盗難、私財が起因の事故等については、施設管理者は一切の責任を負いません。

④台風等の荒天時における被害防止措置

暴風警報等が発せられたときは、速やかに船舶の状況等を点検し、係留施設や他の船舶に被害を及ぼさないよう十分な措置を講じてください。

また、台風等の荒天時で海上係留が危険であると判断した場合は、施設管理者に申し出て、施設管理者が指定する場所に陸揚げし、施設管理者が必要と認める期間まで陸上保管することができます。

⑤紛争の解決

係留施設や他の船舶等に損害を与えた時は、速やかに届け出て、使用者の責任において、損害の賠償等紛争の解決を図ってください。

⑥更新の手続き

使用の期間は 1 年（年度途中から使用する場合は、当該年度 3 月 31 日まで）を超えることができません。使用許可満了後も引き続き使用したいときは、施設管理者が別に指定する日までに、「甲種漁港施設使用許可申請書」を改めて施設管理者へ提出し、所定の手続きをしてください。

⑦申請内容の変更

使用期間中に申請内容（船舶名、住所等）に変更が生じる場合は、事前に施設管理者と協議を行ってください。特に、船舶の変更使用許可については、必ず事前に他の施設使用者との調整を図った上で施設管理者と協議し、施設管理者の指示に従って変更手続きを行ってください。

⑧権利の譲渡等の禁止

条例第 16 条の規定により、使用許可に基づく権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、またはその施設を第三者に使用させることはできません。

（４）使用許可の携帯

係留施設の使用許可を受けた者には施設使用許可書を発行しますので、施設を使用する際には必ず携帯してください。

（５）営業行為について

漁港内においては、「遊漁船業の適正化に関する法律第 5 条第 1 項」の規定に基づく登録済みの船舶以外は一切の営業行為及びこれに準ずる行為はできません。

（６）その他利用上の注意事項

- ①休憩施設の電気、水道等の使用に当たっては、節約に心がけ、船舶や釣り具等の清掃時には、休憩施設屋外（北西側）にある水道を使用してください。
※ゲートボール場側にある水道は、ゲートボール場利用者のための水道であり、使用はできません。
- ②漁港内及び防波堤上からの釣りは禁止です。
- ③ゴミその他衛生上有害なものを投棄、又は放置せず、必ず持ち帰ってください。
- ④船台等、個人で所有するものは放置しないでください。
- ⑤早朝、夜間については、騒音等を出さないよう注意してください。
- ⑥利用施設周辺の整理整頓を心がけるとともに漁港周辺の美化活動には積極的に参加してください。
- ⑦他の利用者や地元町内会、漁業者と融和を図るよう努めてください。
- ⑧令和 5 年度から中央棧橋修繕工事を順次行っています。令和 7 年度も秋以降に工事を予定しており、工事期間中は係留することができません。

2. 航行について

【重要】必ずお読みください。

港則法より抜粋

第14条（航法）

航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

2. 船舶は航路内において、並列して航行してはならない。
3. 船舶は航路内において、他の船舶と行き合う時は、右側を航行しなければならない。
4. 船舶は航路内において、他の船を追い越してはならない。

（1）出港の判断

船長は、出港に当たっては、次の事項を確認し、安全な航行を配慮したうえで、船長自らの責任において航行を行ってください。

- ① 気象情報を十分に把握すること。
- ② エンジンの調子、船体の異常の有無及び燃料搭載の確認をすること。
- ③ 救命具、消火器、発煙筒等必要な備品を点検すること。
- ④ 航行に必要な書類等を点検すること。

（2）出港の停止

船長は、天候、船舶の巡航性、自己の技量等を考慮して遭難のないよう十分注意してください。特に、危険が予想される次の場合は船舶の出港を中止してください。

- ① 風雨、波浪等の警報が発令されているとき。
- ② 瞬間最大風速が毎秒10m以上のとき。
- ③ 視界が800m以下のとき。
- ④ 船舶の整備不良、安全備品の不備、損傷が発見されたとき。
- ⑤ 病気等で体調が悪いとき。
- ⑥ その他、施設管理者が事故防止上必要と認めたとき。

（3）危険の回避

船長は、船舶の出港中、天候の急変等により前項（2）の状況になったときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、施設管理者に報告してください。

また、港内航行中は船舶波（引き波）を極力抑えるため、微速航行に努めてください。

(4) 出港届

船長は、出港するときは出入港届を施設管理者に提出し、入港した時は直ちにその旨を報告してください。

(5) 出入港時

船長は、自己の技量等を考慮し安全航行に努めるとともに、夜間の航行には、特に細心の注意を払ってください。

事故の抑制のため、以下の事項を遵守してください。

- ①夜間及び早朝の航行を行う際は、他船から自船の存在がわかるよう灯火を点灯すること。又、港内及び海上において、みだりに強力な灯火の点灯は行わないこと。
- ②近隣町内の生活環境に配慮し、特に夜間や早朝の出入港時は微速航行に努め、騒音の低減に努めること。

(6) 救助

入港（帰港）予定時刻を6時間以上経過し、連絡先への報告がない場合や遭難が明らかな場合は海上保安署に連絡し、その指示に従い捜索、救助活動を行う場合があります。この場合、捜査、救助等に係る実費は事由者が負担することとなります。

(7) 使用者の相互協力

係留施設の利用者は、遭難及び事故を発見した時又は、救助の依頼があった時は、必要に応じ救助、連絡等を行いお互いに扶助に努めてください。

(8) その他航行上の注意

- ①漁業者より指定された漁場区域及び、地元漁業者などにより指示された区域並びに、工事中の危険区域への乗り入れはしないこと。
- ②漁網及び操業中の漁船には接近し操業を妨げないこと。
- ③海水浴場への乗り入れはしないこと。
- ④泊地や航路の船舶放置禁止区域には、船舶を放置又は係留しないこと。
- ⑤飲酒、薬物により正常な操船ができない恐れがあるときは、出港しないこと。
- ⑥航行時においては、乗船者に救命胴衣を着用させること。
- ⑦最大搭載員数は堅守すること。
- ⑧地元漁業者等の採藻、採貝時等には十分注意を怠るとともに接近し漁業を妨げないこと。
- ⑨漁港からの入出港時は特に危険ですので航路においては、港則法を遵守し航行すること。

3. その他

(1) 罰則

係留施設を使用するにあたり、漁港の維持管理のために特に必要がある時は、条例第 21 条に基づく公益上の必要による許可の取り消し等を行います。

その他、航行及び海上において、海上衝突予防法、港則法、遊漁船業の適正化に関する法律に違反した場合は法令に基づく処分が適用されます。

(2) 過料

漁港施設を使用するにあたり、本施設を承認または許可を得ずに新築、増築、改築、除去した場合や、条例第 7 条の規定に基づく港内の秩序維持のための命令に違反した場合は、条例第 22 条の規定に基づき、5 万円以下の過料に処することとなります。また、詐欺その他不正行為により使用料等の徴収を免れた者は、条例第 23 条の規定に基づき、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えない場合は 5 万円とする。）以下の過料に処することとなります。

(3) 漁港の利用について

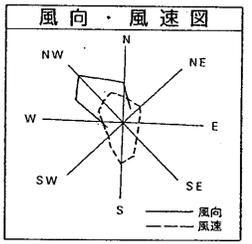
漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条第 5 項第 2 号の規定により漁港管理者が指定した区域において船舶、自動車の放置が禁止されています。別紙の「漁港利用規制案内図」を参照の上、定められた利用を行って下さい。**特に自動車の駐車**については、漁業活動に支障を及ぼさないよう、**定められた区域を利用ください。**

この規則は使用者の車両のみならず、同伴の方の車両及び、遊漁船を利用するお客様の車両を含む全ての車両について適用されますので、関係者の漁港利用に当たっては注意をお願いします。（この規定に違反した場合は、同法第 46 条の規定に基づき、30 万以下の罰金に処されます。）

漁港内の岸壁、防波堤等の漁港施設を故意による損傷又は汚損は漁港漁場整備法第 39 条 5 項第 1 号の規定により禁じられています。（この規定に違反した場合は、同法第 45 条の規定に基づき、50 万円以下の罰金に処されます。）

有間川漁港 令和7年度実施計画図

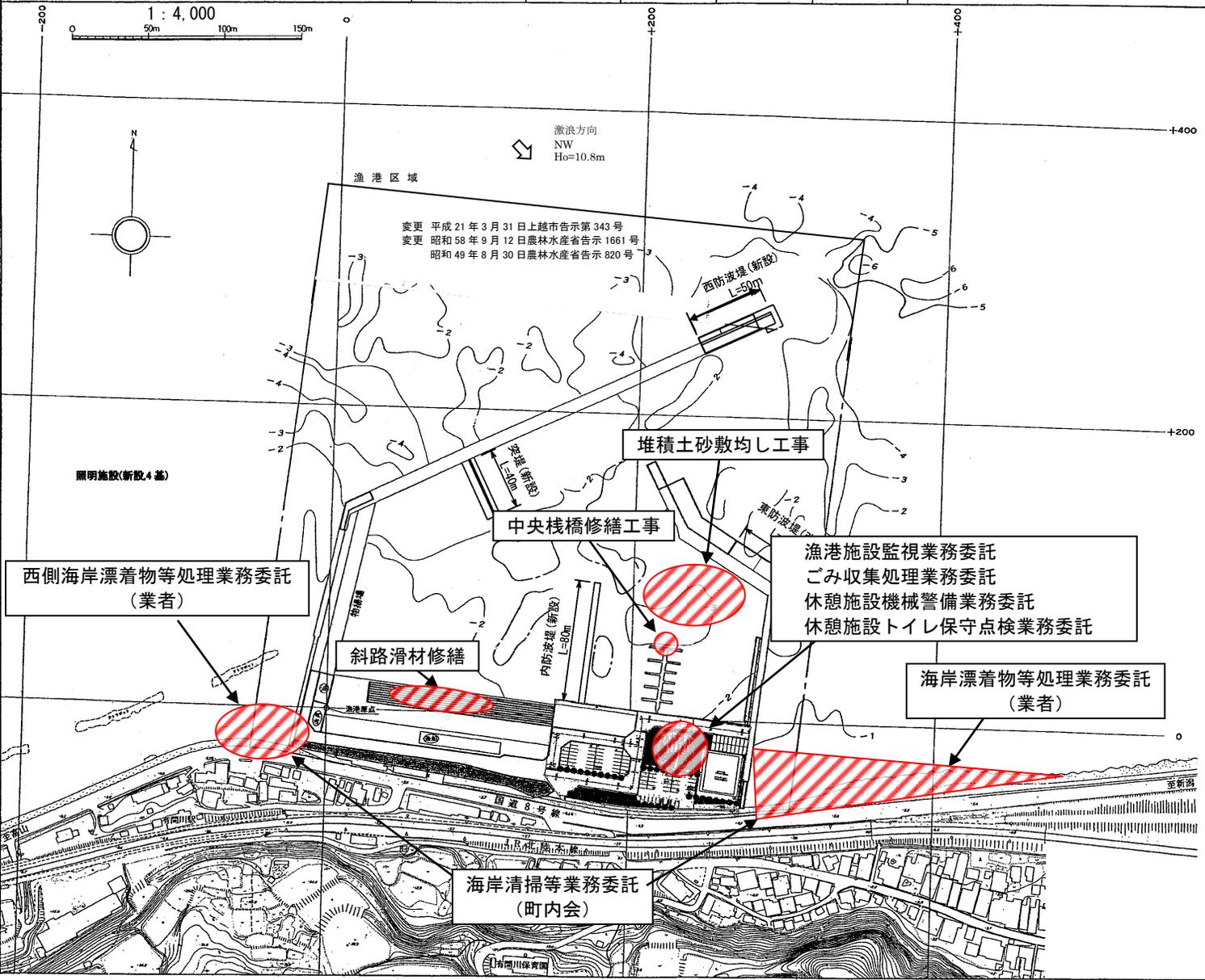
漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行場所
	第1種	本土	上越市	上越市	新潟県上越市大字有間川



H.H.W.L	+1.30
H.W.L	+0.51
L.W.L	+0.07
T.P	+0.004
O.D.L	±0.00

<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	令和7年度実施予定箇所
<input type="checkbox"/>	

昭和63年5月 測量



西側海岸漂着物等処理業務委託 (業者)

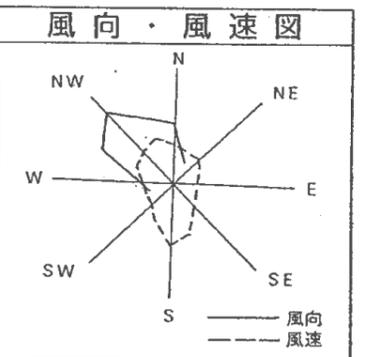
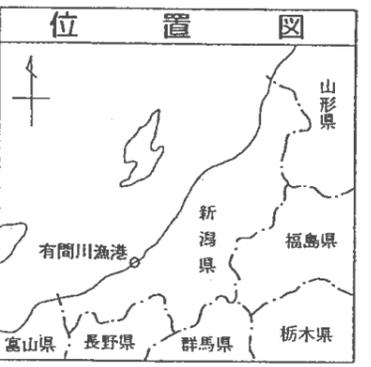
漁港施設監視業務委託
 ごみ収集処理業務委託
 休憩施設機械警備業務委託
 休憩施設トイレ保守点検業務委託

海岸漂着物等処理業務委託 (業者)

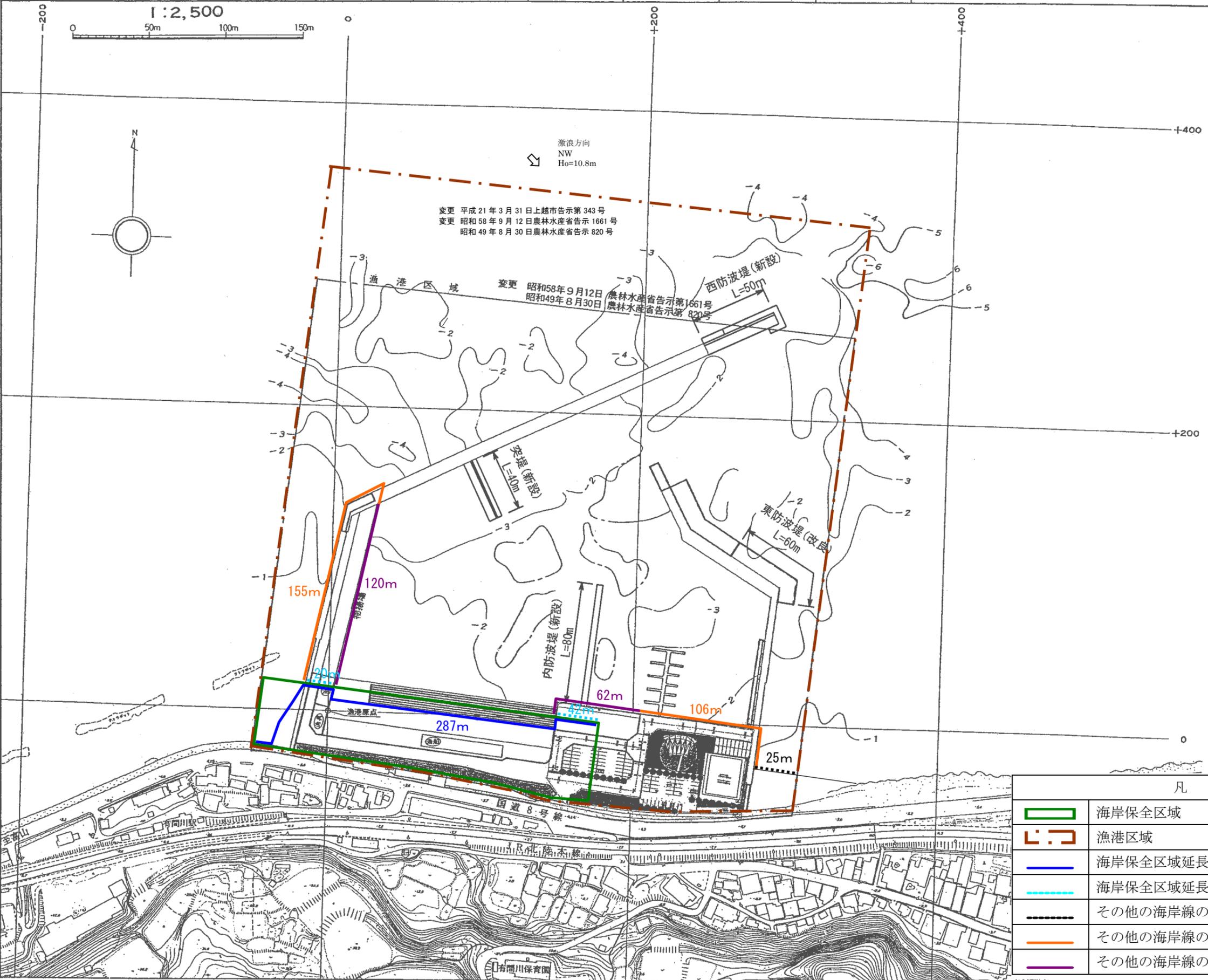
海岸清掃等業務委託 (町内会)

有間川漁港海岸保全区域図

漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行場所
2210145	第1種	本土	上越市	上越市	新潟県上越市大字有間川



H.H.W.L	+1.30
H.W.L	+0.65
L.W.L	+0.11
T.P	±0.00
D.L	±0.00



	海岸保全区域
	漁港区域
	海岸保全区域延長
	海岸保全区域延長のうち二線堤延長
	その他の海岸線の延長のうち天然海岸
	その他の海岸線の延長のうち公共施設等の護岸
	その他の海岸線の延長のうち公共施設等の岸壁